

長 建 協 発 第 3 4 8 号
平成 2 4 年 1 2 月 4 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公務員倫理規定遵守に係る協力について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国家公務員が利害関係者から贈与・接待を受けるなど、国民の疑惑や不信を招く行為を禁止することを目的として、平成 1 2 年 4 月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規定」が施行されております。

今般、国土交通省九州地方整備局では、改めて同法及び同規程の遵守を職員に周知するにあたり、九州地方整備局職員の利害関係者に対しても協力をお願いすることとなり、別添のとおり連絡がまいっておりますので、別掲資料をご参照いただき、同法及び同規程についてご理解下さるようお願い申し上げます。